

1. 教育支援センター設置に係る県補助金交付事業の継続について

要 旨

県内各地域の教育支援センターの運営につきましては、平成18年度までは全額県費により運営していただいていたところですが、平成19年度から3年間は県費1/2補助となり、本年度は県費1/3補助となりました。

不登校児童生徒に対するこの事業は継続すべき事業と考えますので、これまでどおり県費1/2補助に戻していただき、県費負担の継続をお願いいたします。

２． 県教育委員会の教育局の存続について

要 旨

県の組織の見直しのなかで、東・中・西部の教育局の廃止について検討されていると聞いています。地方分権のなかで県と市町村の役割の見直しや効率化が検討されることは当然と考えますが、教育局につきましては、教育行政の振興・教育環境の維持において、不可欠ですので是非とも存続していただきたい。

- ・ 現在、教育局は教職員の配置などの学事、教職員の指導、社会教育・公民館活動など生涯学習の推進など、幅広く指導・支援をいただいています。
- ・ 特に小規模町村においては、教育行政の専門職員を確保することは困難であり、教職員の人事配置や教職員の指導については、県の指導性に期待するところが大きく、県においても現場を熟知しながら人事配置・指導を行うことは当然の責務と考えます。
- ・ 生涯学習の推進にあたっては、地域課題が山積のなかで、先進的・広域的視点をもって、市町村への情報提供等、ご指導いただくには、現場に近いところに専門性ある担当者の配置が必要と考えます。
- ・ 百年の計といわれる教育・人づくり施策については、地方分権による権限移譲や行政の効率化が求められるなかにあって、一層強化が求められているテーマであり、これまでも本県のきめ細かな施策が教育的な成果をあげてきたことを踏まえ、県が市町村との連携のもと教育の振興を図るためにも教育局を活用されたい。

3. 学校現場の実態をふまえた通級指導教室の開設率の確保並びに特別支援学校通級指導教室への通学支援の実施について

要 旨

学校現場の実態をふまえた通級指導教室の開設に努力していただきたい。

また、特別支援学校に開設されている通級指導教室への通学が、保護者の生活実態により通級できない児童がいるので、すでに事業化されている「特別支援学校通学支援」を拡大・充実する観点から、新規の取り組みを要望いたします。

4. 特別支援学級設置基準の弾力的運用について

要 旨

本県では、特別支援学級の設置基準は、現在その種別(知的、情緒等)を問わず7名以内となっていますが、情緒障がい学級の場合、その障がいの実態から7名という基準は、義務教育を保障する観点からはきわめて厳しいと言わざるを得ません。

つきましては、障がいの程度や学年のばらつき等をふまえた弾力的な運用を要望いたします。

5. 子宮頸がん予防、細菌性髄膜炎予防、肺炎予防事業の実施について

要 旨

子宮頸がん、細菌性髄膜炎、肺炎予防に対し、それぞれ、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種が有効と言われており、一部の町では、接種費用の一部を助成しています。

しかし、接種費用が高額であり、特に子宮頸がん予防ワクチンについては、高額のため個人負担が大きく、実施町村の負担となっています。

つきましては、是非とも県費の助成をお願いするとともに国に対して法定接種になるよう強力に要望していただくようお願いいたします。

6. 地域医療の充実について

要 旨

地域医療における自治体病院の役割を適正に評価いただき、県民の医療機会や医療品質を底辺で支える自治体病院を運営する自治体に更なる支援を要望いたします。

自治体病院の求められる使命として

- 1 地域に不足する一般医療の確保（へき地医療など）
- 2 社会・政策的医療の実施（精神病、感染症など）
- 3 不採算医療の実施（救急医療、小児医療など）
- 4 予防、検診などの行政施策への協力（健康教育、健康相談など）
- 5 保健、医療、福祉を一体的に推進する地域包括医療の実施
- 6 医療従事者の研修、教育

があげられます。

各自治体病院は、改革プランを策定し赤字体質からの脱却に向けて経営改善に努めていますが、一方でこれらの医療は何れも採算性は低く病院経営を圧迫しているのが現状です。社会のセーフティーネットとしてこれらの医療をしっかりと守る為に、鳥取県としての新たな補助制度の創設と、国に対する交付税の更なる充実と安定を要望いただきますようお願いいたします。

7. JR線運行ダイヤの利便性向上について

要 旨

地域の鉄道網の利便性向上は観光客誘致に向けての課題となっております。つきましては、観光立県を目指される県におかれましても、観光振興を図るため下記事項をJR西日本及び智頭急行に働きかけていただきますようお願いいたします。

記

1. JR線の中部圏域と関西・山陽エリアとの利便性向上について

JR倉吉駅は中部圏域の重要な交通拠点となっており、現在は平成23年度末の完了を目指し駅橋上化及び駅前広場整備を行い、新たな賑わいを創出する交流拠点整備を進めています。また、中部圏域では総務省の定住自立圏構想により広域観光のネットワーク化を図り、更なる観光振興も進めており、運行ダイヤの利便性を向上させることがこれらの施策を成功させるためにも必要不可欠となっております。

特急「スーパーはくと」及び特急「スーパーいなば」の中には、倉吉駅発着となっていないものがあるため、倉吉駅は関西・山陽エリアを結ぶ結東点としての機能を十分果たすことができず、観光客の利便性が図られていない現状にあります。この現状を打破するために次の事項についてJR西日本、智頭急行に働きかけていただきますようお願いいたします。

① 特急「スーパーはくと」は、全便倉吉駅発着としていただきたい。特に、特急「スーパーはくと13号」の終着地を倉吉駅としていただきますようお願いいたします。

② 特急「スーパーはくと11号」の京都発時刻を30分から1時間程度繰り下げていただきますようお願いいたします。

- ③ 特急「スーパーいなば」の倉吉駅乗り入れを再開していただきたい。
とりわけ、「スーパーいなば1号」の終着地倉吉駅に、「スーパーいなば10号」の発地を倉吉駅にお願いいたします。

2. 山陰本線における鳥取駅以東の利便性向上について

鉄道の安全性と定時性確保のために進められてきた余部鉄橋の架け替え工事も終わり、新たな余部橋梁が本年8月12日から供用開始されました。

また、山陰海岸が世界ジオパークネットワークへの加盟を果たし、浦富海岸を有する岩美町をはじめ東部圏域においても、関西方面等からの観光客の増加が見込まれているところです。

しかしながら、山陰海岸ジオパークエリアの東西を結ぶJR山陰本線の特急「はまかぜ」は、鳥取駅発着が上下線とも1便のみとなっています。また、普通列車については、全便が鳥取駅～浜坂駅間で折り返しの運行をしており、鳥取駅、城崎温泉駅を発着する特急列車との円滑な接続が図られていません。

つきましては、特急「はまかぜ」については全便を鳥取駅発着・岩美駅停車とし、普通列車については鳥取駅～豊岡駅間を直通とすることをJR西日本に働きかけていただきますようお願いいたします。

8. 三徳山世界遺産登録運動への支援 について

要 旨

鳥取県を代表する貴重な文化財である三徳山の世界遺産登録暫定一覧表追加記載に係る審議結果が平成20年に文化庁から公表されました。残念ながら一覧表への追加にはなりませんでしたが、優れた文化遺産としての価値は高いと評価を受けており、指摘された課題等をクリアするための調査研究、情報発信等を実施していくことが必要であります。更に、世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産「カテゴリーⅡ」に位置付けられ、主題の再整理、構成資産の組み換え、比較研究等を実施するとともに、顕著な普遍的価値の証明等に向けた調査研究や文化遺産としての保護、まちづくり、地域づくりに活かすための取り組み等が重要です。

また、三徳山世界遺産登録運動推進協議会を設置し、中部圏域の市町にも参画いただいているところではありますが、世界遺産登録推進のため、引き続き積極的な支援をお願いいたします。

9. 松くい虫対策及びナラ枯れ対策について

要 旨

松くい虫防除対策については、県として防除計画に基づく適切な対応及び松くい虫対策経費の嵩上げ助成を要望いたします。

また近年、急速に拡大しているカシノナガキクイムシによる、ナラ枯れ被害に関し、県内の里山を守る観点から、先端区域にかかる駆除費用につきましては引続き、県費補助100%で事業を継続していただきますよう要望いたします。

10. 口蹄疫の防疫対策について

要 旨

今年4月に宮崎県において口蹄疫の発生が確認されて以来、本県においても消毒剤の配布や農場における衛生対策の徹底、防疫対策マニュアルの策定など、様々な防疫対策を実施されています。

こうした状況の中、県内には（財）鳥取県畜産振興協会が管理運営している鳥取放牧場、大山放牧場及びそれに付随する河合谷牧野、俵原牧野、兵円牧野があり、多くの和牛・乳牛が入牧し、飼養されています。口蹄疫が本県及び近隣の県で発生した場合、下記について検討いただくよう要望いたします。

記

1. 口蹄疫発生時には、牛の埋却処分が行われますが、その方法や場所の選定についてその地域に充分配慮したご検討をお願いいたします。
2. 近隣の県等で発生した場合に、放牧場での発生を防ぐために、預託牛を所有者に早急に返却するなどの措置を講ずるような行動マニュアルのご検討をお願いいたします。

11. 防災無線のデジタル化対策支援について

要 旨

防災無線の戸別受信機廃止に伴う光ケーブル網を利用した双方向告知システムの導入に対する国・県への支援策の働きかけをお願いします。

ある町では、現在約3,800台の戸別受信機と屋外スピーカ14台を使って防災情報や行政情報を町民のみなさんに提供していますが、戸別受信機も設置から30年が経過し、すでに耐用年数を経過しており老朽化している状況です。加えてすでに受信機は受注生産となっており、すぐに購入し対応することが困難な状況にあります。

防災無線のシステムは、将来的にアナログからデジタルに移行する時期も来ることが予想され、デジタル化対策を検討しなければなりません。

町では、現在ケーブルテレビを使って地域に密着した話題や行政情報を提供していますが、このCATV網を利用し、現在の戸別受信機を告知端末に変更して屋外スピーカのみ無線デジタル化を検討していますが、現状での国及び県からの支援策はなく、事業費約3億円を自主財源のみで整備することは財政的に非常に厳しい状況であります。

つきましては、防災無線の戸別受信機廃止に伴う光ケーブル網を利用した双方向告知システムの導入に対する国及び県の支援策を要望いたします。

12. 中山間地域振興策について

要 旨

鳥取県では、中山間地域を多面的な公益的機能を有する財産と位置づけ、環境保全や集落の維持を目的に平成20年10月に「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を策定されました。

これまでに、各施策をもとに各地域で事業に取り組んでおり、ブロックごとに振興策が議論されております。そして条例の附則（検討）に規定されているとおり、来年23年度には検討を加え必要な措置を講ずることとなっております。

しかし、施策のメニューが多岐でなおかつ条件が複雑であることなどから、地域での積極的な活用にいたっていない現状もあるように思われます。今後行われる検証では、真に必要とされるメニューや交付要件等十分に勘案して進めていただくよう要望いたします。

また、中山間地域相互の連携等を深める施策の仕組みづくりにも取り組んでいただくよう要望いたします。

13. しっかり守る農林基盤整備交付金の補助率の継続について

要 旨

過疎化・高齢化が進んでおります中山間地域におきましては、農林基盤の維持が地元だけでは実施できず、農林業の存続さえ危惧される大きな問題となっております。

単県事業として平成21年度より実施されています「しっかり守る農林基盤整備交付金」は、平成23年度より交付制度の見直しが行われるとお聞きしております。

つきましては、町村財政が厳しい中、農林基盤の維持に対する補助金総額の確保と、県補助率現行事業費全体の1/2を継続していただきますよう要望いたします。

14. 道路河川の適正な管理並びに支援 について

要 旨

県管理の道路河川の維持管理につきましては、年間を通じた除草作業や河川内の浚渫など、適切な管理を要望いたします。

また、道路河川の維持管理費につきましても市町村負担が増大してきておりますので、市町村の負担軽減のため国への働きかけはもとより実効性のある支援対策を講じて頂きますよう要望いたします。

15. 県道整備事業の負担金について

要 旨

県道整備（単県事業）の地元負担率は、従来より15%であります。脆弱な財政基盤の町村におきましては、困難を極めております。

つきましては、町村の地元負担率の軽減を要望いたします。

16. 妊婦健診費用の補助金について

要 旨

平成21年度より妊婦健診補助が5回から14回と拡充されました。このことにより安心して生み育てる支援ができつつありますが、この補助金は平成22年度で終了となっています。

補助金のカットは市町村で妊婦1人当たりの健診費用約10万円を負担することになります。

今後も国、県等で26週目以降の健診9回分の補助を継続していただきますようお願いいたします。

17. 特別医療費助成対象の拡大について

要 旨

特別医療費助成制度「小児」の対象は、平成20年度から小学校就学前に年齢が引き上げられましたが、さらに年齢拡大を望む声があり、県内13市町村が独自施策で年齢拡大し、医療費の助成制度を設けています。

小・中学生の子どもを持つ家庭は、教育費を始めとする経済的負担が大きく、子どもが病気や怪我で医療にかかると、その医療費負担は家計を圧迫することになります。保護者の経済的な負担軽減を図るため、子育て支援策として医療費助成策は必要であります。また、国民健康保険の国庫負担金には特別医療費助成額が調整される規定があり、結果として交付額減額を余儀なくされ、国保財政運営上の支障となっています。

特に、特別医療費助成制度の対象である「小児」について言えば、国が推進する少子化対策に矛盾する措置であります。

独自施策で取り組んでいる市町村に対して支援、または現在、県と市町村の共同事業として実施している小児医療費助成制度について、対象者を義務教育修了（中学生）まで拡大していただきますよう要望いたします。

また、特別医療費助成制度を国民健康保険国庫負担金の調整から除外していただきますよう要望いたします。

18. 新たな障害者福祉制度の見直しに 関し、自治体の意見を聞く場の設定 について

要 旨

障害者福祉制度については、平成18年度から障害者自立支援法への移行に伴い、障害福祉サービスの提供を受けた際の費用負担の在り方が大きく見直された（応能負担から応益負担へ）ことにより、サービスを受ける障がい者には大きな混乱を招いたところです。

昨年末、障害者自立支援法から新たな障害者福祉制度への見直しについて、議論が始められたところではありますが、制度の見直しにあたっては、住民に最も近い立場で接している市町村の意見を十分に反映していただくことが重要です。

制度見直しに関し、国と市町村との意見交換の機会を設けていただくとともに、障がい者の意向に沿った制度見直しとなるよう国に働きかけていただきますよう要望いたします。

19. 国民健康保険制度における鳥取県 特別調整交付金の基準見直しについて

要 旨

国民健康保険事業について、圏域の実情に応じた保険事業の推進等による医療費の適正化及び保険税の平準化を図り、運営の安定化に資することを目的に鳥取県国民健康保険財政調整交付金が交付されています。

鳥取県の特別調整交付金は平成17年度に開始され、その後一部改正により算定項目の見直しは行われていますが、保険税収納率の確保向上項目については、開始当時から基準の改定はありません。全国的な収納率は、平成20年度が88.35%と初めて90%を割り込み、鳥取県（市町村平均）の収納率も90.30%と昭和36年度の国民皆保険以降で最低となっています。

見直しの基準の改定に向けて、保険者の意見を聞く場を設けていただきますよう要望いたします。

20. 介護保険事業にかかる公費負担の 引き上げ及び低所得者対策の充実に ついて

要 旨

介護保険制度は、『介護の問題』、『老後の不安』を解消するために介護を社会全体で支える体制をつくることを目的に創設され、10年が経過したところですが、今では各保険者が、それぞれ工夫を凝らしながら、住み慣れた地域で介護を必要とする人のニーズを第一に考え、福祉・保健・医療の分野からの総合的なサービスを提供しています。

介護保険が認知されてきたことや平成21年度の介護報酬改定（3%アップ）、更に高齢化に伴う要介護者の増加に伴って、給付費が増大し、1号被保険者の保険料も湯梨浜町では、第1期2,659円/月が第4期（H21～H23）では4,250円/月と高騰し、このままでは平成24年度から始まる第5期計画では5,100円を超えることになるかと危惧いたしています。

1号被保険者のほとんどが年金収入で暮らしていることを考えれば、月額5,000円を超える保険料を支払っていくことは大変厳しいことと推察いたします。

介護保険の財源は、公費と第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料から構成されています。公費の負担割合は原則として、国が25%（負担金20%+調整交付金5%）、県が12.5%、市町村が12.5%と全体の50%を負担することになっていますが、この割合を次の介護保険制度改正にあわせて引き上げることを国に対して要望をしていただきたい。

低所得者対策として、低所得者に対する保険料の更なる軽減制度の創設をお願いいたします。

21. 障がい児のための社会資源について

要 旨

障がい者のための社会資源が不足しているといわれる中、特に現在、放課後、土日及び長期休暇に障がい児を受け入れる社会資源が不足しています。

児童デイサービスは親同伴かつ就学前の児童が対象であり、また、学童保育では障害特性に応じた個別対応が困難となっています。

社会資源の整備はもとより、中部圏域で利用可能な社会資源についても各市町が共有化を行い、利用者からの要望があった場合に対し、円滑な利用につなげる必要があります。社会資源の情報共有化のため、定期的な協議の機会を設けるとともに、社会資源情報の更なる周知を要望いたします。

※ 社会資源

日中一時サービス（市町登録）、障害福祉サービス（県登録）を提供する施設・事業者をいう。県及び各市町が事業者等をそれぞれ登録する仕組みであり、他で登録された事業者情報の入手が困難であるため、待機者の多い施設がある一方、利用の進んでいない施設もあることが考えられる。

22. 認定こども園の整備にかかる補助 制度の充実について

要 旨

平成18年10月から「認定こども園」がスタートしましたが、国が目標としている認定数には程遠い現状です。本年度は県でも私立幼稚園が認定こども園とする場合には予算措置がなされました。

保育・教育の質の向上、保護者支援の充実、また、親の就労状況に関わらず、同じ施設で保育教育が受けられることは、小学校への接続にも有効であるなど認定こども園への期待は大きいものがありますが、施設整備などにかかる補助制度が公立にはありません。

また、国は「こども園」創設を平成25年度に結論を出すような検討もなされているようであり、幼保一元化による保育教育の質の向上は最重要と考えます。子育て王国の取り組みとして認定こども園の施設整備や運営に対する財政措置を要望いたします。

23. 保育所における障がい児加配保育士の財政的支援について

要 旨

近年、自閉症や注意欠陥多動性障害等の発達障がい児の保育所入所が増加し、その支援のために障がい児加配保育士を配置し対応しています。また、健診時に新たに軽度発達障害が発見されることが多く、年々、障がい児加配保育士の配置数は増加傾向にあります。

保育士の障がい児加配については、保育士にかかる人件費等の補助率が非常に低く、そのため年々、増加していく発達障がい児等を支援していく加配保育士の配置には、相当な経費負担となり、財政負担を強いられています。

障がい児の支援や育成については、国及び自治体の責務が明確にされており、保育所は、市町村が運営するものであり、障がい児への支援育成体制についても市町村の責任で対応すべきではありますが、保育現場で特別な支援が必要な児童の増加する現状から国に対し、必要な財源措置を講じていただくよう働きかけていただき、更に県としても補助率引き上げなどの財政支援をお願いいたします。

また、加配保育士の資質向上のため、スーパーバイザー（エール）の派遣回数の増加や保育現場での直接指導の体制を継続していただくよう要望いたします。

24. 町村福祉事務所設置に伴う支援について

要 旨

平成23年4月に向けて福祉事務所の開設を進めているところですが、設置前の支援はもとより、設置後についても実務的な相談、定期的な常駐等きめ細かな支援を継続していただきますようお願いいたします。

25. 県立厚生病院の医療体制の充実、整備について

要 旨

県立厚生病院は中部圏域の医療の中心であり、質の高いガン診療の中心的役割を担う中核病院として「地域ガン診療拠点病院」の指定を受けています。

しかし、ガン診療体制が十分に整備されているとは言えず、急激に増えてきている乳ガン・大腸ガン・肺ガン等への診療体制の充実、整備をお願いいたします。

また、小児科診療では、発達障害児の割合が増加しています。障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向け、障害児施設や各専門スタッフ（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士等）との連携により、発達段階に応じたきめ細かな指導体制につなげていけるシステム化を構築し、発達の遅れを早期に診断し、対応の誤りから二次的な精神障害に進展することのないよう、適切な指導・治療を望みます。

眼科診療については、火曜日・金曜日の週2回診療ですが、診療日数が十分とは言えず、月～金まで毎日診療ができる体制、整備をお願いいたします。

さらに、中部圏域では厚生病院が人間ドック検診を撤退して以来、婦人科検診も含めて実施している病院が極めて少なく、委託の際に市町村・事業所間で日程調整がつかずいまだに混乱している状況です。婦人科検診も含めて総合的に実施できるドック検診の復活をお願いいたします。

26. 鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に必要な県の機能との連携・協力について

要 旨

非行、ひきこもり等の子どもや青少年の問題が複雑化、多様化する中で児童・生徒をはじめ、未成年者に対する相談支援体制の充実、各関係機関とのコーディネート的な役割を果たすことのできる「総合的かつ専門的な相談支援の拠点機能」の必要性が高まっています。

中部圏域1市4町では未成年者とその家族の抱える課題に迅速かつ的確に対応し、安心して生活できる環境を整備するため、定住自立圏の取り組みの中で、不登校児童・生徒を支援している「鳥取県中部子ども支援センター」を未成年者に対する保健、福祉、教育の相談・判定・支援等の機能を拡充した圏域の教育相談支援の拠点として整備しそのセンターを核として、圏域内の各機能が有機的に連携できる体制を整備したいと考えています。

中部圏域における教育相談体制を充実し、不登校児童・生徒をはじめ、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を充実するため、定住自立圏の取り組みの一つとして、中部圏域1市4町で取り組む「鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充」について、県の保健、福祉、教育の相談・判定・支援等の機能と連携した取り組みを行うことができるよう必要な調整、連携及び協力をお願いいたします。

27. 中部医師会立三朝温泉病院病棟更新 新築及びその他改修計画の支援につ いて

要 旨

当該病院は病床数198床を有し、年間を通じて約58,500人の入院患者を受け入れており、1日当たり約160人の外来患者があります。入院・外来ともにその約93%は鳥取県中部圏域在住の住民であり、地域医療の施設として大変重要な役割を果たしています。また、二次救急医療機関の指定を受けており救急態勢も整備されています。しかしながら、病棟等主要な建物は、大部分が昭和43年から46年に整備され、老朽化した建物であり、現在の耐震基準に合致しておらず耐震整備が急がれるところであるほか、建物が狭隘であり、患者療養環境面においても不十分な状況にあるため、施設等を整備することにより、安心して安全な医療を提供する必要があります。

総事業費約14億円を予定しており、鳥取県からは「医療施設耐震化整備事業」の対象としていただいているところですが、鳥取県からの助成につきまして特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

28. 海岸浸食防止対策の推進について

要 旨

県下には、白砂青松が続く美しい海浜地帯でありましたが、自然環境の変化により、海岸浸食が激しく近年では浜辺が無残に削り取られ見る影もない現状となりました。

平成5年以来、海岸保全施設として、人工リーフなど浸食防止対策工事が行われ一定の成果はあるものの、今なお海岸浸食の進行は顕著であります。

つきましては、従来の白砂青松で美しい海浜地帯を回復させるため、海岸保全対策につき、一層推進していただきますよう要望いたします。

29. 全国森林環境税の制度実現について

要 旨

森林は木材資源を供給するのみでなく、酸素の供給、水資源の涵養、土砂流出の防止、大気の浄化、保健休養などの公益的機能を有しております。

しかし、我が国においては、その大切な森林を古代から営々と守り育ててきた山村・林業が、国産材価格の低迷や後継者不足、過疎化と高齢化に悩み、森林の維持、管理はもとより集落の機能さえ困難になってきております。

つきましては、森林を維持してゆくため、森林の有する公益的機能を享受している全国民が広く負担をする全国森林環境税の創設について国へ要望していただきますよう要望いたします。

30. 天神川の整備促進について

要 旨

天神川は、鳥取県中部の重要な河川でありこれまでに数多くの災害がありました。先人の知恵と関係機関の努力により護岸整備、河川環境整備が実施されてきました。

しかし、すべての護岸等の整備・通水断面が確保されておらず、近年の集中豪雨等による土石流対策等砂防事業につきましても整備完了には至っておりません。

また、さまざまな環境問題が大きくクローズアップされている現在、時代はまさに環境の時代と言えます。豊かな自然を守り次世代へ引き継いでいくためにも、河川整備にあたっては、魚が住み続けることができるような環境を残していくことが重要になっています。

中部圏域住民の安全・安心のために、計画的・早急な天神川の整備が求められる中、国土交通省倉吉河川国道事務所において三朝町若宮・本泉間の県道橋（河戸橋）を含めた河川整備をはじめ今後、計画的な整備が図られようとしています。このような状況下で今後も、これまでと同様に国の責務において国土交通省直轄河川として整備促進されるべきと考えます。

天神川が今後とも、国の責務において国土交通省直轄河川として整備促進されるよう、流域関係自治体と一丸となって国・政府・関係機関へ働きかけていただくよう要望いたします。

なお、河川整備にあたりましては、魚の住みやすい川づくりをお願いいたします。

31. 都市公園東郷湖羽合臨海公園藤津地区「あやめ池多目的広場」の整備について

要 旨

東郷湖羽合臨海公園藤津地区に整備されたあやめ池スポーツセンター及び多目的広場は、風光明媚な東郷湖畔を造成し整備された都市公園であり、昭和60年に開催された、わかとり国体のアーチェリー、カヌー競技の主会場としても使用した場所であります。

多目的広場においては、湯梨浜町が発祥のグラウンド・ゴルフなど多くの利用があり、年間を通してカヌーの練習、夏には東郷湖ドラゴンカヌー大会を開催し、参加者も90チーム、約1,000人を迎える大会となりました、住民はもとより広く県民に親しまれています。

多目的広場は、軟弱地盤を造成した土地であり、年々地盤沈下が進み、東郷池の水により浸水する区域が広がる状況となり、多目的広場の機能が大きく阻害されています。

あやめ池多目的広場は、県の中央に位置し、多くの利用が望まれる施設であります、本年度実施される浸水対策改修にあたり現在の形状での改修を実施いただきますようお願いいたします。

32. 鳥取県住宅供給公社の存続について

要 旨

鳥取県住宅供給公社では、今日まで良好な住宅宅地を供給され県下各町村の地域活性化に大きな役割を果たしてこられました。

しかしながら、残念なことに同公社のあり方について見直しがなされ、平成16年度からその機能が縮小されました。

今なお県下町村で過疎化が進みつつある状況のなか、県土の均衡ある発展に向け、定住化を促進し環境に配慮された優良団地の供給にあたりその役割は重要性を増すばかりでありますので、今後とも同公社の存続を図られ、造成地の完売に向けて関係市町村と協調し販売促進等の強化に努めていただきますよう要望いたします。

33. 東伯地区国営かんがい排水事業並びに国営大山山麓農地開発事業に係る施設管理費の負担軽減について

要 旨

東伯地区国営かんがい排水事業並びに国営大山山麓農地開発事業に係る維持管理費の負担軽減を図るため、基幹水利施設管理事業及び国営造成施設管理体制促進事業を導入しておりますが、この負担軽減について要望いたします。

34. 県立倉吉未来中心の管理運営費負担について

要 旨

県立倉吉未来中心の管理運営費負担については、平成9年12月の県と倉吉市との覚書により、県と中部市町が各々2分の1を負担することとなっていますが、地域により地元負担の有無が生じる事のないよう、全額県負担を含めた地元負担について見直しをしていただきますよう、お願いいたします。